

動物実験委員会概要

動物実験委員会は文部科学省が制定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(文部科学省告示第 71 号;平成 18 年 6 月 1 日)に定められている。

本学での構成は以下の通り。

委員区分	職	氏名	任期	任命者 委嘱者	備 考
第8条第1項第1号	管理者 (BSRC長)	秋葉聡	職指定	－	委員長
第8条第1項第2号	教授	栄田敏之	自 2024年04月01日 至 2026年03月31日	学長	
第8条第1項第2号	教授	加藤伸一	自 2024年04月01日 至 2026年03月31日	学長	
第8条第1項第2号	教授	藤室雅弘	自 2024年04月01日 至 2026年03月31日	学長	
第8条第1項第2号	教授	田中智之	自 2024年04月01日 至 2026年03月31日	学長	
第8条第1項第2号	教授	高田和幸	自 2024年04月01日 至 2026年03月31日	学長	
第8条第1項第3号	准教授	斉藤美知子	自 2024年04月01日 至 2026年03月31日	学長	
第8条第1項第3号	准教授	小久見祥恵	自 2024年04月01日 至 2026年03月31日	学長	
第8条第1項第4号	京都大学	伊吹謙太郎	自 2024年04月01日 至 2026年03月31日	学長	

京都薬科大学動物実験実施規程(抜粋)

(委員会の構成)

第 8 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1)管理者
- (2)学校法人京都薬科大学職員就業規則第 3 条第 1 項第 1 号に定める教育職員（以下「教育職員」という。）の教授のうちから、動物実験等に関し優れた見識を有する者 若干名
- (3)教育職員の教授、准教授及び講師のうちから、実験動物に関し優れた見識を有する者 若干名
- (4)学長が必要と認める動物実験等に関する学識経験者 若干名